

子育て支援センター運営業務委託仕様書

1 事業の目的

子育て支援センター運営業務は、「重層的支援体制整備事業の実施について（令和7年3月7日こ成環第78号）」に基づき、本市の各地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

2 事業名 子育て支援センター運営業務委託

3 実施場所 別表のとおり

4 期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 業務内容等

(1) 事業の実施場所の名称について

事業を実施する場所の名称は「●●子育て支援センター」とする。

(2) 子育て支援センターで実施する事業

- ①子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
- ②子育て等に関する相談（面接・電話等）、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習、親子サークル等の実施
 - ・子育てに関する知識を得るための講習等の実施（月1回）
 - ・親子サークルの実施（年30回）
- ⑤その他地域支援活動の積極的な実施
 - ・子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公民館等の公共施設等での親子交流への援助や、地域の多様な世代との連携等の地域活動を実施すること。

(3) 開設日等

- ①原則として、月曜日から金曜日（祝休日は除く）の午前9時から午後4時までとすること。なお、必要に応じて、土・日曜日及び祝休日に開設することができるものとする。
- ②緊急時（感染症の拡大、台風や豪雪等）の開設日変更、再開については富山市子育て支援センターへ、事前に連絡報告を行う。

(4) 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲があり、育児について相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置し、うち常勤職員を1名以上配置すること。

(5) 実施場所、施設設備について

- ①概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保する。
(33.0㎡程度…一組当たり概ね3.3㎡)
- ②授乳コーナー、流し台、手洗い場、ベビーベッド、遊具その他、乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有する。

(6)留意事項

重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、本事業の活動や支援を通じて、事業の参加者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雑化・複合化した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぎ等の必要な支援を行うこと。

6 実績報告等

事業の実施状況及び利用者数等については、市が指定する様式に基づき、毎月月末の状況を翌月5日までに報告すること。

7 委託料の支払

委託料は、5月、7月、10月、1月の4回の支払いとする。

8 その他

この仕様に定めのない事項については、必要に応じて双方の協議の上定めるものとする。

別表

子育て支援センター事業の履行場所は、市内各区域で事業者が用意する場所

区域	募集箇所数	地域
中央①	1	総曲輪、安野屋、八人町、五番町、清水町、星井町、西田地方、柳町、堀川、光陽
中央②	1	奥田、奥田北
北部	1	岩瀬、萩浦、大広田、浜黒崎、針原、豊田
呉羽	1	呉羽、長岡、寒江、古沢、老田、池多
西部・和合	1	桜谷、五福、神明、四方、八幡、草島、倉垣
南部	2	堀川南、蛭川、新保、熊野、月岡
東部	1	東部、広田、新庄、藤ノ木、山室、新庄北、太田
大山	1	大山
婦中	1	婦中

※既に子育て支援センターが開設されている以下の地域は、今回の公募では対象外

中央区域　：　愛宕

東部区域　：　山室中部

婦中区域　：　速星